

介護福祉士修学資金貸付規程

(目的)

第1条 この規程は、介護福祉士養成施設等に在学し、介護福祉士の資格の取得を目指す学生に対し修学資金を貸し付け、もってこれらの者の修学を容易にすることにより、質の高い介護福祉士の養成確保に資することを目的とする。

(貸付事業の実施主体)

第2条 介護福祉士修学資金（以下「修学資金」という。）の貸付けは、社会福祉法人山口県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が行うものとする。

(貸付対象及び貸付額等)

第3条 修学資金の貸付けの対象となる者は、介護福祉士養成施設（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下「法」という。）第40条第2項第1号から第3号までに規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は厚生労働大臣の指定した養成施設をいう。以下、同じ。）に在学する者で、将来、県社協会長（以下「会長」という。）が指定する社会福祉施設その他の施設又は在宅福祉事業その他の事業（以下、「指定社会福祉施設等」という。）において介護福祉士として介護等（法第2条第2項に規定する介護等をいう。以下同じ。）の業務に従事しようとするもの（県外の介護福祉士養成施設に在学する者にあつては、県内に住所があるものに限る。）とする。

2 修学資金は、介護福祉士養成施設に在学する期間（正規の修学期間に限る。）、次の各号に掲げるものを無利子で貸し付けるものとする。なお、入学準備金、就職準備金及び生活費加算は学費相当分を貸し付けた場合に限り加算することができる。

一 学費相当分 月額 50,000 円以内

二 入学準備金及び就職準備金 各 200,000 円以内（貸付けの初回及び最終回に加算）

三 生活費加算 貸付申請時に生活保護受給世帯の者又は生活保護受給世帯に準じる経済状況にあると認められる世帯の者で特に認める者であつて、介護福祉士養成施設に在学する期間の生活費の一部として、1ヶ月当たり、貸付対象者の貸付申請時における年齢及び居住地に対応する区分の額を基本として別表に定める額以内を加算することができるものとする。この場合、生活保護受給世帯の者に対する加算は、貸付対象者の生活保護が廃止されたことが確認できたときに貸し付けるものとする。

3 生活保護受給世帯に準じる経済状況にあると認められる世帯の者で特に認める者とは、貸付申請の前年度又は当該年度において、地方税法その他法令、条例等により住民税等の課税免除、減免、徴収の猶予等の措置を受けている者で、県知事が認めるものとする。

(貸付けの申請)

第4条 修学資金の貸付けを受けようとする者は、介護福祉士修学資金貸付申請書（別記第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、会長が定める期間に会長に申

請しなければならない。

- 一 介護福祉士養成施設の長の推薦状（別記第2号様式）
- 二 県外の介護福祉士養成施設に在学する者又は入学しようとする者にあつては、住民票の写し（日本の国籍を有しない者にあつては、外国人登録法（昭和27年法律第125号）の規定による外国人登録原票の記載事項に関する市町村長の証明書）
- 三 その他会長が必要と認める書類。

2 次の場合は、前項の期間に関わらず在学中において随時申請することができる。ただし、第二号に掲げる場合は入学前においても申請（入学前の受付期間に限る。）することができる。

- 一 主たる家計支持者の失業等による家庭の経済状況の激変により、引き続き在学することが困難なために学費相当分を申請する場合は、前項の書類に加え当該事実を証する書類を添付すること。

二 生活費加算を伴う申請を行おうとする場合は、次によるものとする。

- ① 生活保護受給世帯の者にあつては、前項の書類に加え居住地の福祉事務所長が発行する生活保護受給証明書及び修学資金の貸付けによる自立助長の効果に関する福祉事務所長の意見書を添付すること。
- ② 生活保護受給世帯に準じる経済状況にあると認められる世帯の者にあつては、前項の書類に加え世帯全員（申請者及び申請者と同一生計にある者全員。以下同じ。）の住民票及び世帯全員の前年の所得証明書（前年の所得証明書が発行できない場合は前々年の所得証明書）、その他前条第3項に掲げる事実を証する書類を添付すること。
- ③ 入学前に申請しようとする者が高校生にあつては、前項の書類のうち第一号の推薦状に替えて在学する高等学校の調査書等を添付すること。

三 既に学費相当分の貸付決定を受けている者が、生活費加算を申請する場合は、前項の書類に加え第二号①又は②の書類を添付すること。

（連帯保証人）

第5条 修学資金の貸付けを受けようとする者は、連帯保証人を立てなければならない。ただし、修学資金の貸付けを受けようとする者が、未成年者であるときは、法定代理人でなければならない。

なお、法定代理人が、連帯保証人としての要件を満たさないときは、この限りでない。

2 前項の連帯保証人（以下「連帯保証人」という。）は、修学資金の貸付けの決定を受けた者と連帯して債務を負担する。

3 連帯保証人は、行為能力者であり債務を弁済する資力を有すること。

（貸付けの決定等）

第6条 会長は、第4条の規定による修学資金の貸付けの申請があつたときは、その内容を審査の上、予算の範囲内において、修学資金を貸し付けるかどうかの決定をし、その結果を書面により当該修学資金の貸付けの申請をした者に通知する。

この場合、必要があるときは、決定に条件を付することができる。

なお、会長は福祉事務所長の意見書を添えて申請があった場合は、その結果を当該福祉事務所長に連絡するものとする。

- 2 貸付けの決定を受けた者は、決定に係る内容に変更があったときは、直ちに届け出て、変更の決定を受けるものとする。

(貸付けの方法)

第7条 前条の規定による修学資金の貸付けの決定の通知を受けた者は、直ちに誓約書(別記第3号様式)及び口座振替申出書(別記第4号様式)を会長に提出しなければならない。

なお、生活費加算を含む修学資金の貸付決定の通知を受けた者が、申請時に生活保護受給世帯の者にあつては、福祉事務所長が発行する貸付決定を受けた者の生活保護が廃止された事実が確認できる書類を提出しなければならない。

- 2 誓約書には、連帯保証人の印鑑証明書を添えなければならない。

(届出等)

第8条 修学資金の貸付を現に受けている者(以下「修学生」という。)は、毎年4月15日までに学業成績表を会長に提出しなければならない。

- 2 修学生又は修学資金の貸付けを受け終わった者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに届出書(別記第5号様式)に当該事実を証する書類を添えて、会長に届け出なければならない。ただし、第六号(氏名、その他重要な事項を除く。)に該当するときは、当該事実を証する書類の添付を省略することができる。

一 退学し、休学し、停学の処分を受け、復学し、又は卒業したとき。

二 修学資金の貸付けを受けることを辞退したとき。

三 第12条第1項の規定により据置期間を設けた場合にあつては、同項各号に該当しなくなったとき。

四 介護福祉士養成施設を卒業した日(第12条第1項の規定により据置期間を設けた場合にあつては当該期間が満了した日、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により介護福祉士試験(以下「国家試験」という。)を受験できなかった場合又は国家試験に合格できなかった場合にあつては介護福祉士養成施設の卒業年次の翌々年の国家試験に合格した日。第13条及び第15条において同じ。)から1年以内に介護福祉士登録簿に登録し、かつ、指定社会福祉施設等において介護等の業務に従事したとき。

五 前号に該当する者が指定社会福祉施設等において介護等の業務に従事しなくなったとき。

六 本人又は連帯保証人の住所、氏名、職業その他重要な事項に異動があつたとき。

- 3 修学生又は修学資金の貸付けを受け終わった者が死亡したときは、その相続人又は連帯保証人は、直ちに前項の届出書に当該事実を証する書類を添えて、会長に届け出なければならない。

(報告)

第9条 修学資金の貸付けを受け終わった者は、毎年4月15日までに、指定社会

福祉施設等において介護等の業務に従事している状況を従事状況報告書(別記第6号様式)により会長に報告しなければならない。ただし、第15条の規定により修学資金の返還の債務の全部を免除された者については、この限りでない。

(連帯保証人の変更)

第10条 修学生又は修学資金の貸付けを受け終わった者は、連帯保証人を変更しようとするときは、連帯保証人変更承認申請書(別記第7号様式)に誓約書及び変更後の連帯保証人の印鑑証明書を添えて会長に申請し、その承認を得なければならない。

(貸付けの取消し等)

第11条 会長は、修学生が次の各号の一に該当するときは、修学資金の貸付けの決定を取り消すものとする。

- 一 退学したとき。
- 二 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなつたと認められるとき。
- 三 学業成績が著しく不良となつたと認められるとき。
- 四 修学資金の貸付を受けることを辞退したとき。
- 五 死亡したとき。
- 六 前各号に掲げる場合のほか、修学資金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。

2 会長は、前項の規定により修学資金の貸付けの決定を取り消したときは、直ちにその旨を書面により当該修学生又はその相続人及び連帯保証人に通知する。

3 会長は、修学生が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸付けを行わないことができる。

4 会長は、修学生が正当な理由がなく第8条1項に規定する期限の到来前に同項の学業成績表を提出しないときは、修学資金の貸付けを一時保留することができる。

(据置期間)

第12条 会長は、修学資金の貸付けを受け終わった者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる事由が継続する期間、当該修学資金について1年を超えない範囲内の据置期間を設けることができる。

一 社会福祉士養成施設(法第7条第2号又は第3号に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校、厚生労働大臣の指定した職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第15条の6第1項各号に掲げる施設若しくは同法第27条第1項に規定する職業能力開発大学校又は厚生労働大臣の指定した養成施設をいう。)に在学しているとき。

二 災害、疾病その他やむを得ない事由があるとき。

2 前項の規定による据置期間の設定を受けようとする者は、介護福祉士修学資金据置期間設定申請書(別記第8号様式)に同項各号のいずれかに該当することを証する書類を添えて、会長が定める期日までに会長に申請しなければならない。

3 会長は、前項の規定による据置期間の設定の申請があつたときは、その内容を

審査の上、据置期間を設けるかどうかの決定をし、その結果を書面により当該据置期間の設定の申請をした者に通知する。

(返還)

第13条 修学資金は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から起算して貸付けを受けた期間の2倍に相当する期間内に返還しなければならない。

- 一 第11条第1項の規定により修学資金の貸付けの決定を取り消されたとき。
- 二 介護福祉士養成施設を卒業した後、死亡したとき（第15条第1項第三号に該当するときを除く。）
- 三 介護福祉士養成施設を卒業した日から1年以内に介護福祉士登録簿に登録せず、又は指定社会福祉施設等において介護等の業務に従事しなかったとき。
- 四 指定社会福祉施設等において介護等の業務に従事しなくなったとき（第15条第1項第三号に該当するときを除く。）。

2 前項の規定により修学資金を返還しなければならない者は、修学資金の貸付けを受け終わった者が同項各号に該当することとなった日から2週間以内に、介護福祉士修学資金返還明細書(別記第9号様式)を会長に提出しなければならない。

3 会長は、修学資金を返還しなければならない者が前項に規定する期間内に同項の介護福祉士修学資金返還明細書を提出しないときは、その者に対し、修学資金の返還について、その返還すべき日、金額その他必要な事項を指示することができる。

4 修学資金の返還は、月賦又は半年賦の均等払の方法によるものとする。ただし、その返還期限を繰り上げて返還することを妨げない。

(遅延利息)

第14条 前条の規定により借り受けた修学資金を返還しなければならない者は、正当な理由がなく修学資金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき額につき年14.5パーセントの割合で計算した遅延利息を支払わなければならない。

ただし、平成26年1月1日以降の期間に対応する遅延利息については、当分の間の措置として、特例基準割合(適用年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により財務大臣が告示した割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。)に年7.3パーセントを加算した割合(当該加算した割合が年14.5%の割合を超える場合には、年14.5%の割合)を適用する。

(返還債務の免除)

第15条 会長は、修学資金の貸付けを受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、返還の債務を免除するものとする。

- 一 介護福祉士養成施設を卒業した日から1年以内に介護福祉士登録簿に登録し、かつ、指定社会福祉施設等において介護等の業務に従事した者が、引き続きこれらの業務に従事した場合の従事期間(介護福祉士の資格取得後の引

き続く従事期間に限る。以下同じ。)が5年(離職後2年以内に当該介護福祉士養成施設に入学した時、入学時の年齢が45歳以上である者は3年)に達したとき。

二 介護福祉士養成施設を卒業した日から1年以内に介護福祉士登録簿に登録し、かつ、過疎地域(過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)の規定に基づく過疎地域をいう。以下同じ。)の区域内にある指定社会福祉施設等において介護等の業務に従事した者が、引き続きこれらの業務に従事した場合の従事期間が3年に達したとき(当該従事期間中、過疎地域の区域内にある指定社会福祉施設等において従事した場合に限る。))。

三 前二号に規定する従事期間中に業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

2 会長は、修学資金の貸付けを受けた者が当該貸付けについて次の各号のいずれかに該当するときは、当該修学資金の返還の債務の全部又は一部を免除することができる。

一 介護福祉士養成施設を卒業した日から1年以内に介護福祉士登録簿に登録し、かつ、指定社会福祉施設等において介護等の業務に従事した者が、引き続き当該業務に従事した場合において、その従事期間が修学資金の貸付けを受けた期間に相当する期間以上となったとき。

二 前号に規定する従事期間中に死亡し、又は心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

(返還の債務の免除の申請等)

第16条 前条の規定による修学資金の返還の債務の免除を受けようとする者は、介護福祉士修学資金返還免除申請書(別記第10号様式)にその理由となる事実を証する書類を添えて、会長に申請しなければならない。

2 会長は、前項の規定により修学資金の返還の債務の免除の申請があったときは、その内容を審査の上、修学資金の返還の債務を免除するかどうかの決定をし、その結果を書面により当該修学資金の返還の債務の免除の申請をした者に通知する。

3 前条第2項の規定による修学資金の返還の債務の免除の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める数を修学資金の返還の債務の額に乗じて得た額とする。

一 次号に掲げる者以外の者 従事期間に相当する月数に60分の1を乗じて得た数

二 離職後2年以内に介護福祉士養成施設に入学した者で、当該介護福祉士養成施設に入学した時に45歳以上であるもの 従事期間に相当する月数に36分の1を乗じて得た数

(その他)

第17条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

1 この規程は、平成25年2月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

1 この規程は、平成26年1月1日から施行する。

2 第14条ただし書きの規定は、平成26年1月1日以降に貸付決定した者に適用する。

附 則

(施行期日等)

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

別表(第3条第2項関係)

(単位：円)

年齢	級 地 区 分					
	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
19歳以下	42,080	40,190	38,290	36,400	34,510	32,610
20～40	40,270	38,460	36,650	34,830	33,020	31,210
41～59	38,180	36,460	34,740	33,030	31,310	29,590
60～69	36,100	34,480	32,850	31,230	29,600	27,980
70歳以上	32,340	31,120	29,430	28,300	26,520	25,510

※級地区分の適用地域については、「生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第百五十八号）」に準じる。

(注：山口県)

【2級地-1】下関市、山口市

【2級地-2】宇部市、防府市、岩国市、周南市

【3級地-1】萩市、下松市、光市、長門市、柳井市、美祢市、山陽小野田市
和木町、田布施町、平生町

【3級地-2】周防大島町、上関町、阿武町